

# 外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会（第4回） 議事録

第1 日 時 平成30年11月26日（月） 自 午後 2時00分  
至 午後 3時40分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題 （1）群馬県における多文化共生への取組に係るヒアリング  
（2）外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課  
題・対応策

第4 議 事 （次のとおり）

## 議

## 事

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、定刻となりましたので、第4回外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会を開催いたします。

本日は、法務省の金子が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ヒアリング対象者として、群馬県から企画部長であります入内島敏彦様にお越しいただいております。

また、本日は、田尻英三龍谷大学名誉教授にもお越しいただいております。田尻先生は、日本で最初の日本語教育ネットワークとして九州日本語教育連絡協議会を立ち上げ、日本語教員養成に携わられたほか、龍谷大学において日本語及び日本語教員養成の講座を担当し、2002年からは同大学のRECコミュニティカレッジで日本語ボランティアの養成に携わられております。本日は日本語教育関係で忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入る前に、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を御確認ください。まず、議事次第、それから配席図がございます。

そして、本日は2種類の資料を御用意しております。

資料1がヒアリングにお越しいただいた群馬県の資料でございます。

資料2は外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策(3)でございます。

資料はお手元にごございますでしょうか。もし不備がありましたら、恐れ入りますが、お近くの職員までお申し付けいただければと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事(1)の群馬県における多文化共生への取組に係るヒアリングに入らせていただきます。

入内島群馬県企画部長、よろしくお願いいたします。

群馬県 群馬県の企画部長の入内島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもの外国人の状況でございますけれども、これは資料には出してございませんけれども、1990年の入管法の改正を契機としまして、ブラジルなどの南米日系の方が急激に増えまして、今年の1月1日現在の住民基本台帳によると外国人住民数が5万3,500人、全人口に対する割合が2.69%で、東京都、愛知県に次いで高い割合となっております。そういったことで、今回お声がかかったものと認識をしております。

国籍別では、ブラジル、ベトナム、中国、フィリピンが多く、最近ではベトナムの方が増える傾向にございます。それから、在留資格では、身分に基づく在留資格が最多で、近年では技能実習や、専門的・技術的分野の在留資格が増える傾向にございます。

今回、私どもからは、資料の1、外国人材受入れに係る課題・要望という形で御説明をさせていただきます。

まず、お配りしました資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

大きく分けて現行の技能実習制度の改善と生活者としての外国人に対する支援とありますが、まず最初に技能実習制度の改善について御説明させていただきます。共生とは少し異なる内容となっておりますけれども、新たな在留資格を活用するという観点からも、技能実習

制度の拡充等が必要と考えておりますので、これを簡単に御説明させていただきます。

まず、(1)の「技能実習2号」の拡充、柔軟化であります。

本県としましては、3つの業種について拡充等が必要であり、国に対してお願いをしたいと思っております。

1つ目は宿泊業についてでございます。非常に人材が不足している分野であります。技能実習制度は1年未満に限定されており、資料にありますとおり、群馬県ではあまり活用されていないということが課題でございます。これにつきましては、技能実習2号移行の対象業務としていただきたいというのが宿泊業に関する要望でございます。

それから、2つ目としてその下の農業についてですけれども、本県では特に北部の高原野菜地域に実習生が多くなっておりますが、そこでは冬の期間作業がなく、1年未満で帰国となってしまうというのが課題でございますので、一時帰国を含めた技能実習2号計画を認めていただきたいということが農業に関する要望でございます。

それから、3つ目は介護についてでございます。多くの施設では、勤務している外国人が定住外国人であっても、介護記録の読み書きには支障があるとアンケート結果として出ております。今後、技能実習生あるいは新しい在留資格による受入れが進むと見込まれておりますけれども、日本語の指導への施設の負担が大きくなるのが課題であり、これに対して国の支援をお願いしたいというところでございます。

それから、その下の(2)につきましては、技能実習終了時の技能検定に要する経費の確実な確保という形で、群馬県では随時3級試験の受検者が急増しております。検定員の確保など、検定実施に必要な経費への財政支援が必要だということをお願いしているところでございます。

以上が技能実習制度に関するものでございます。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。これらが共生への支援に関するものです。

まず、生活支援の第1点目としまして、情報提供、相談窓口の充実であります。

本県では外国人の方の相談等への対応といたしまして、群馬県観光物産国際協会に多言語インフォメーションセンターを設置しております。非常勤職員6名で、英語・ポルトガル語など4か国語に対応して、相談業務のほか翻訳・通訳を行っており、それぞれの案件にふさわしい相談先につなぐ一時的な窓口としての機能を担っております。

昨年度の相談実績は132件で、県では協会に対して人件費の補助を行っているところであります。課題としましては、適切な引継ぎ先との連携、それからアジア系住民の増加に伴う多言語化への対応であります。

これに対する要望としましては、1つ目は、例示してありますような国による外国人専用窓口の設置など、国の業務を含めた一元的な対応、ワンストップで対応できる体制の整備をお願いしたいと考えております。2つ目は、対応言語の充実も含めた地方公共団体の相談窓口に対する財政支援をお願いしたいと考えております。

続きまして、資料の3ページになります。

生活支援の2つ目は、適切な医療の提供であります。これは大きく分けて3つになります。

1つ目が医療通訳の確保という形で、群馬県では、医療通訳ボランティアの制度を構築し運用しております。医療通訳ボランティアの養成と登録、それから、病院からの要請を受けて、ボランティアの派遣をコーディネートする業務等をNPOに委託しております。昨年度

の実績は、そこに書いてございますとおり209件で、利用者は1回当たり2,000円をボランティアに支払うこととなっております。

この制度では、事前にボランティアの派遣申請をしてもらう必要があるため、急患等への対応はできないというところが課題でございます。やはり基幹的な病院への医療通訳の配置を行うべきではないかと考えております。それから、そこへの財政的な支援もお願いしたいと考えております。

2つ目が医療保険への加入、保険料収納の促進であります。外国人の方の中には、被用者保険に加入すべきであるにもかかわらず加入しておらず、いざ病気になってから国民健康保険に遡って加入し、そのために国保税が高額になって滞納が発生しているというようなことも市町村からも聞いております。その対策として、対象となる外国人には被用者保険に適切に加入させるよう雇用主への指導を国に徹底していただきたいと考えております。

また、外国人加入率の高い市町村の国民健康保険は、収納率が低い傾向にあります。資料に群馬県の平均収納率と、県内でも外国人比率が高い大泉町の収納率を書かせていただきました。在留期間の更新あるいは在留資格の変更時に国保税を含む市町村税の完納証明書の提出義務付け等の対応をお願いしたいということであります。

それから、3つ目は医療保険の不適正事案への対応でございます。不適正事案について入管への通知制度というのがありますけれども、市町村レベルでは通知要件に該当するか否かの判断に非常に苦慮している現状でございます。これに、例えばですけれども、市町村を対象にした相談窓口の設置、あるいは通訳にかかる費用の助成など、市町村の調査・確認体制の整備への支援をお願いしたいと考えております。

それから、群馬県での具体的な事例からですけれども、本県では平成29年6月に外国籍の女性から代理人とともに三つ子の出産育児一時金の申請がございました。現地行政機関の発行した出生証明書に疑義があったために、大使館に出生事実を照会したところ、出生の事実は確認できず、支給はしなかったというものでありますけれども、そのために、県では、市町村と連携して独自の審査手順書を策定しまして、市町村に注意喚起を行ったところであります。

国におきましても、全国統一の審査基準を定めていくべきではないかと考えております。

それから、4ページの子供の教育でございます。

まず初めに、県の取組に関してでございます。

資料の左側の日本語指導特配教員の配置についてでございます。現在、県内の小中学校合わせまして48校に特配教員が配置されておりますけれども、日本語指導が必要な児童生徒は162校に在籍しております。特配教員がない学校につきましては、各学校の工夫や努力により日常会話ができるように指導を行っているところでありますけれども、学習に必要な言語の指導までは難しい場合もあるのが現状です。群馬県としましては、特配教員の基礎定数を現行の18人に1人から、通級による指導並みの13人に1人にしていただけたらと考えております。

次に、資料の右側でありますけれども、日本語指導を行う教員の指導力の向上あるいは研修について、県でも行っておりますけれども、国において現在年に1回1か所で開催している養成研修を各都道府県で開催したり、講師の派遣を行うなど、指導者養成の拡充をしていただきたいと思いますと考えております。

それから、県が実施している外国人高校生へのサポートに対する支援でございます。外国人の中には高校の授業になかなかついていけないという方も多いため、そこがございますとおり、NPOにより授業の復習、就職・進学等の情報提供をしていますけれども、これに対する財政支援をお願いしているところでございます。

最後に、教育についての2点目、市町村の取組に対する支援であります。

資料2は外国人の多い群馬県内の太田市、伊勢崎市、大泉町の取組を簡単に紹介してございます。そこに書いてありますけれども、プレクラスやプレスクールの実施、日本語指導助手の配置などを市町村の単位で実施しているところでございます。これらの市町村の独自の取組に対しまして、財政的な支援を要望するものであります。

以上、課題と要望という形で御説明をさせていただきました。説明は以上でございます。法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対する意見交換に移ります。

質問がある方は挙手をお願いします。マイクは職員がお回しいたしますので、よろしくお願い致します。

岡部先生お願いします。

岡部委員 ありがとうございます。

群馬県が外国人を多く抱えて、外国人の方が多く住んでいらっしゃる県であることは承知しておりましたけれども、多種多様な取組がなされているということを勉強いたしました。

その上で、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思う点があります。3ページの医療保険の不適正事案への対応について御説明いただいたところですが、市町村の側での該当性判断に苦慮されているということについて、その事例をもう少し詳しく御説明いただきたいと思えます。というのは、こちらの矢印にも書いてありますように、入国後間もなく高額医療が必要になる場合というのは、私は完全に外から見ているからかもしれないのですが、もしかしたら蓋然性の高いようなものも多くあるのではないかと思いますので、そのあたりについての実態をお聞かせいただければと思えます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。お願いします。

群馬県 県は給付について直接扱っていないので、具体的な事例については説明しづらいのですが、市町村からは、疑わしい案件があっても言語体制や組織体制の面から調べるのが難しいとか、外国人も一人の住民であり、窓口で在留資格等を確認することに非常に抵抗がある、というような話を概略的に聞いております。今お答えできるのはその範囲でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 他の委員の先生はいかがですか。

市川委員。

市川委員 市川です。

4ページの子供の教育に関してです。日本語指導特配教員が48校で67人ということですが、これは予算としてはどういう形でやっているのか、基礎定数の中に入っている日本語指導の中でやっているということなのか、あるいは別のもも含めてのことなのか、教えていただければと思えます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 お願いします。

群馬県 これは、国の特配教員の配置ということで、10年かけてこの29年度から18人に1人という形で基礎定数に移行すると聞いております。ですので、国と県で教員の給料を

負担しているものと思います。

市川委員 そうすると、今の18人に1人という基礎定数を満たすとすると、大体このぐらいの規模感になるという理解でよろしいですか。

群馬県 そうです。今、ここに実は外国籍児童生徒数と書いてあるのですがけれども、他にも日本国籍であっても日本語指導が必要である方もいらっしゃるって、実際には千二百何名かになるのですがけれども、その方たちを18で割ると、大体このぐらいの数になるというところでございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。他の委員の方。

青山委員代理 御説明ありがとうございます。

資料2ページの「多言語インフォメーション」について、いつ頃にこういった窓口、相談機能を設置されたのでしょうか。また、平成29年の相談実績が132件ということですが、相談実績としてももう少しあってもいいという印象があります。そこで、この相談はいわゆる窓口でのフェース・トゥ・フェースの相談に限っているのか、それとも、電話での相談も含めているのか教えていただければと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 群馬県、よろしく申し上げます。

群馬県 お尋ねのインフォメーションセンターの設置の時期でございますが、観光物産国際協会、いわゆる地域の国際交流協会という名称で呼んでいるところが多いかと思いますが、そうしたところが独自に設置してきた相談窓口やインフォメーションセンターでございますので、明確には分かりませんが、少なくともここ30年、40年前からこういった形の中で、言語はその都度通訳言語の職員は変えておりますけれども、現在設置しております4か国語になったのも大分前からのことかと思えます。

相談実績の132件は、先ほど申し上げました相談の中身が複雑になっている事例が多くございます。単に場所を教えてほしい、こうしたものはどこに聞けばいいかというような簡易的なお尋ねの件数はこの件数の中には含まれておりませんが、お電話あるいは対面での御相談を含めまして、かなり複雑な内容の相談、その先のやり取りにつながったようなものが132件であると理解しております。

内容としましては、例えば在留資格ですと、配偶者を母国から呼び寄せるための手続ですとか、企業の方がアルバイトを正式に雇用する場合の在留資格の変更について手続を教えてほしいという御相談がかなり多くございます。また、仕事関係につきましては、派遣職員の方から、解雇の連絡が来たのでどうしたらいいかとか、あるいは勤務先に有給休暇がないと聞いているがどうしたらいいかとか、最近で多いのは、外国人同士の場合もありますし、日本人と外国人のケースもございしますが、離婚の裁判に当たり弁護士を紹介してほしいですとか、あるいは何らかの都合で帰国する際の年金の脱退一時金をもらうための手続ですとか、かなり複雑な問題がございまして。このインフォメーションセンターでは、まずそういった御相談者からのお話を聞いて、これまでの知識・経験の積み重ねの中で相談員が理解できている内容につきましては、その場でお答えをできておりますけれども、複雑な内容につきましては、入管局あるいは労働局に、日本語ができる外国人の相談員が配置されてございますので、まず日本語でそれぞれの専門の窓口にお問い合わせをし、そのお返事をそれぞれの言語でお返しするという流れで対応させていただいております。

青山委員代理 非常勤職員6名で対応していて、経費700万円というのは、非常勤職員の

方は、別途何か本業を持っていらっしゃる方ということですか。

群馬県 そうでございます。6名で700万円というのは、この6名の方がほぼ週に2日の勤務でございますが、不十分な体制ではございますが、まずはこの4か国語の対応を少しでも地域の方のため、あるいは在住外国人のために役割を果たしたいということで、ぎりぎりのところで運営しているのが実態でございます。

青山委員代理 ありがとうございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 手がかなり挙がっておりますが、あとお一方。

井上委員。

井上委員 3ページの(1)の医療通訳は、外国人の方にとって生死に関わる重要な問題だと思います。この医療通訳のボランティアというのは、かなり高度な単語や知識がないと務まらないのではないかと思います。どのように養成されているのでしょうか。

群馬県 医療通訳の養成でございますが、こういったことに取り組んでいらっしゃる民間団体の方を講師にお招きして、現在県として主催している年に3日間の養成講座を受講していただきまして、その後に実践的ないわゆるテストのような形で医者と患者と通訳という場面を設けまして、そのテストに合格した方について、県への登録ボランティアということで登録をさせていただいております。

です。正式な資格ではございませんけれども、県の養成講座を受講し、テストに合格したということで、一定のレベルが確保されていると理解しております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ヒアリングにつきましてはこのあたりで終了させていただければと思います。

議事2に移ります。

総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策(3)でございます。

有識者の先生方の御指摘を踏まえ、既に各省から施策の進捗状況の御説明をいただいております。日本語教育機関の質の確保について、更に検討が進んだ点があると聞いておりますので、法務省、文部科学省から説明いただけますでしょうか。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

日本語教育機関の関係につきましては、これまでもこの会議で何度か御報告を申し上げますけれども、日本語教育機関の管理運営の適正化あるいは教育の質の確保のために、現状では法務省において設置者の経済状況あるいは校地、校舎、教室等のハード面を中心に確認をして、文部科学省において有識者によるヒアリングなどを実施したり、校長や主任教員等の資格、授業科目等のソフト面を中心に確認をいただいております。その両者をあわせて日本語教育機関として留学告示に掲載しているという仕組みになっております。

その後、地方入国管理局から求められた場合等に限って、告示基準への適合性等について点検・報告するというようになっておりますけれども、現状ではその告示に記載した後の告示基準の該当性に係る継続的な確認ということ、あるいは評価を行うという仕組みがないのが現状でございます。

このことから、速やかに告示基準を改正いたしまして、告示された時点での当初の計画を踏まえた告示基準の適合性に係る定期的な点検・報告を義務付けることとして、文部科学大臣の意見を聴いた上で引き続き告示することが適当でない判断した場合には、必要な指導を行って、告示から抹消することにしたいと考えております。

また、この告示基準の改正においては、全生徒の出席率や不法残留者の割合のような告示からの抹消の基準を厳格化するほか、新たな抹消の基準として、留学生の日本語能力に係る客観的な指標の設定を行いたいと考えております。その上で、日本語教育機関に対して社会的に認知されている日本語能力に関する試験の結果等を地方入国管理局に報告することや、その結果等を公表することを義務付けたいと考えております。

これが、当面行っていきたいと考えていることでございますけれども、法務省といたしましては、現在日本語教育機関について、いわゆる所管行政庁が明確でないという点がございまして、そのことが日本語教育機関の位置付けを曖昧にしている要因の一つとなっていると考えております。当面は、先ほど申し上げたような対策を講じていきますけれども、その日本語教育機関の所管の在り方についても今後本格的な検討を要すると考えております。

法務省からは以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 続きまして、文部科学省からお願いします。

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長 文部科学省でございます。

ただいま法務省から御説明がありましたとおり、現行の日本語教育機関の法務大臣の告示のプロセスにおきまして、日本語教育機関の質の確保のために、文部科学省におきましては有識者によるヒアリングを実施いたしまして、御説明あったようにソフト面を中心に確認して協力させていただいているところでございます。

今後の取組として、定期的な点検・報告の義務付け、それから新たな抹消基準として日本語能力に係る客観的な指標の設定など告示後の継続的な確認・評価の仕組みを構築していくという説明がございましたが、文部科学省としても重要な取組だと思っておりますので、今後とも法務省と協力して取り組んでいきたいと考えております。

また、日本語教育機関から少し文脈が外れますが、日本語教育機関以外の留学生受入れ機関である大学、高等専門学校、専修学校に対しても、引き続き関係機関と情報共有を図りつつ、適切な受入れや在籍期間の徹底といったことを文部科学省として取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。この点について、警察庁からも対応策があると伺っておりますが、いかがでしょうか。

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長 警察庁としましても、留学生の被検挙者、事件等で検挙された者に係る日本語教育機関が判明した場合には、当該情報を法務省及び外務省に提供しまして、日本語教育機関に対する調査であったり、査証審査など、それぞれの業務に活用していただけるような取組を今後も継続してまいりたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

日本語教育機関の質の確保と向上ということですが、田尻先生、この点について御発言ございますか。

田尻教授 ありがとうございます。

かねてより、もう少し分かりやすくどこかで線が引けないかとお話を伺っているのですが、やはり基本的には日本語能力試験だと思います。ただ、この日本語能力試験にも限界があるということも先に申し上げてから中身に入りますが、要するに会話の能力を測る試験ではな

いということがあります。また、年に2回しか実施されない、開催場所も近所になかったりするという問題もあります。そして、話すのはうまいけれども、全然書くことができない学生もいたりするので、それをならしてN1とかN2に指定するということを前提でお聞きください。

そうすると、まず入国時にはN5がなければいけないと思っています。しかし、一番下のN5の外国人であっても、当然日本語の勉強をせずにあまりにアルバイトばかりしていると、当然入国時にあったN5以下のレベルに下がっているはずで、ただ、そのN5の判定ですけれども、改めて日本語能力試験を受けさせるわけにはいきませんので、N5レベルだということができればいねという、いくつかのフォーマットを作っておいて、それを聞くという簡単な会話の試験をやってほしいと思います。そういう簡単な会話の能力を含めてのN5というのが最低限の線だという捉え方はできると思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

では、他の有識者の委員の方からお伺いします。

高橋先生。

高橋委員 まず、日本語教育機関については、所管行政官庁の明確化、これは当然やっていただきたいと思います。その上で、やはり質の確保ということが非常に重要だと思います。各学校の質を客観的に判断して、「見える化」していただいて、その上で行政指導できるような形にすべきだと思います。

今もお話に出ましたけれども、方法として日本語能力検定試験の合格率などを指標とすること、例えば卒業時にN2の合格率5割を求めるとか、そういうことも十分考慮に値するのではないかと思います。また、指導のときには、その能力だけではなくて、例えば学生の出席率も問題だと思います。5割を下回った場合に告示から抹消するという現在の基準をより厳格化して、7割を下回った場合とすることですとか、退学者、不法残留者を1割発生させた場合に告示から抹消するといったことも含めて具体的に検討していただくべきではないかと思っています。

いずれにしても、客観的指標を用いて日本語教育機関を評価すること、これはしっかり学習できる環境を整え、不適正な日本語教育機関の姿勢を改めていく上で非常に重要な方策だと思いますので、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは、田尻先生。

田尻教授 ちょうど日本語能力試験について意見がありましたので、一つだけ。N2というのは大体大学卒業時をイメージしている能力です。それで、就職のためにN1を取るというものなので、日本語教育機関卒業時にN2というのはかなり高いレベルであるのではないかと思います。どこかで線を引くとしても、そのN2というのは会話ができただけで、なおかつ就職するときにはN2は取っておかなければいけないというレベルですので、今の日本語教育機関の実際の現場を見ている立場からすると、ちょっと高過ぎて辛いというのが私の感想です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 他の委員の方、この点に関してよろしいですか。

市川委員。

市川委員 日本語学校の質の向上という意味で、何か客観的な指標を設けるというのは私も賛成でありまして、そういう意味で、田尻先生の御意見はあるのですけれども、何らかの一定の基準で、日本語能力試験の合格率であるとか出席率であるとかということも一つの指標として考えるということはあるのではないかと、今後考えていく必要があるのではないかと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

では、次に移らせていただきます。

続きまして、留学生の就職支援と総務省のNHK教育番組の拡充、多言語翻訳アプリの活用促進についての議論に移らせていただきます。

これらの施策は、いずれも7月24日了承の総合的対応策の検討の方向性には盛り込まれていなかった新しいものとなります。まずは事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 ただいま言及のありました施策に関する議論について、資料2で御説明いたします。

まず、最初に御議論いただく留学生に対する就職支援については、資料2の1ページ目と2ページ目にまとめております。

次に、前回の検討後に新規項目として登録があった2点の施策、すなわち総務省のNHK教育番組の拡充と多言語翻訳アプリの活用促進については、資料2の3ページ目にまとめております。

そして、ただいま申し上げた点について御議論いただいた後に、これまでの検討会での議論を踏まえ、検討が進んだと報告を受けている項目について、各省から検討状況を報告させていただきたいと思っておりますけれども、それらの点については4ページ目以降に、第1回の検討会でお配りした資料の中から対象項目のみを抜粋して載せております。

それでは、まず留学生に対する就職支援について御説明いたします。

1ページ目を御覧ください。

まず、の就職支援に関する情報発信については、JETROプラットフォームを通じた分かりやすい情報発信やワンストップサービスの提供を行うこととしております。

次に、の留学生と企業とのマッチングについては、外国人雇用サービスセンターの増設、セミナーや合同面接会の開催などを行うとともに、地域の中小企業等が人材を確保するための支援も行っていくこととしています。

また、の大学や専修学校等の教育機関における就職支援については、就職支援のための取組によって得られた成果を公表して情報共有し、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を促進するほか、海外において卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について総合的な発信を図ることとしています。

続いて、2ページ目のの就職ニーズに対応するための在留資格の付与が認められる活動内容の見直し等では、在留資格の付与が認められる活動内容を見直すとともに、留学生の就職支援に係る相談窓口の設置、在留資格変更申請時の提出資料の簡素化等について対応していくこととしています。

それから、のインターンや研修等を活用した就職支援については、インターンシップを外国人留学生の卒業後の就職につなげていくことや、JETROプラットフォームを活用してインターン事業の実施情報を提供していくこととしています。

そして、最後の の多様な就職機会の創出及び採用後の育成に向けた取組では、採用時に求める日本語能力水準に応じた多様な就職機会の創出と、採用後の育成・定着に向けたベストプラクティスを構築し、横展開していくこととしています。

資料については以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 今、概要を法務省から説明しましたが、1ページ目、2ページ目の留学生の就職支援に関する取組について、関係省庁において検討が進んでいる部分もあるかと思しますので、説明を補足していただく意味で、現在の検討状況について発表していただければと思います。

まず経済産業省からお願いします。

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長 経済産業省でございます。

まず、1ページ目のところで、先ほど御紹介いただきましたが、 の就職支援に関する情報発信でございますけれども、JETROのプラットフォームを通じた情報ポータルサイトにつきましては、本年度中と書いてございますけれども、早ければ年内にも調整を終えて運営を開始できればと考えてございます。

また、 の留学生・企業とのマッチングの関係では、地方ブロックごとにマッチングですとかセミナーを開催し、発掘・確保・定着への支援をしていくということで、基本的には中小企業を中心にした支援をしっかりと充実させていきたいということでございます。

でございますけれども、やはりインターンシップが一つの橋渡しの役割を果たしますので、先ほど申し上げたJETROのプラットフォームが各企業ですとか大学をつなぐ場になっていきますが、そうしたプラットフォームをしっかりと活用しながらインターンシップが外国人の留学生の方々と、また大学・企業をつないでいくような形としてしっかりと機能させていきたいということでございます。

また、 でございますけれども、これは前回この場でも議論がございましたが、やはり日本語レベルにつきましては多様性があるだろうということでございますが、一方で、残念ながら現時点での就職プロセスにおきましては、非常に高い日本語能力レベルが求められるということで、先ほど田尻先生からもN2ですとかN1ということがございました。ただ、一方で、その後の育成・定着まで考えますと、必ず就職時にN1、N2というところまで求めるべきかどうかということにつきましては、企業の事業規模若しくは職種等によって違いがあるということを、しっかりと就職プロセスの中で確認し、そしてその後の定着・育成に向けて取り組んでいく必要がありますが、日本語能力を念頭に置いたベストプラクティスというものもなかなか出てきていないということでございますので、そういったところに注目しながら取組を前に進めたいと考えており、大手の就職サイトの方々含めて、関係する方々に集まっていたいただいた取組と横展開をしていけるようなことをしっかりとまとめて発信していければと考えてございます。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 次に厚生労働省、お願いできますか。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。

取組につきましては、先ほど御紹介いただきました資料1ページの になりますけれども、ハローワークの外国人雇用サービスセンター、現在、3か所都市部にございますが、その増設について来年度予算を要求させていただいております。

また、こうしたセンターがないところにつきましても、規模は小さいですが、留学生コーナーという拠点を設けて、インターンシップ、セミナー、合同面接会等々に取り組んでいるところがございます。

そうした取組を通じて引き続き就職支援に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは文部科学省、お願いします。

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長 文部科学省でございます。

文部科学省といたしましては、留学生の就職に当たりまして、留学生と企業間のミスマッチの解消に在学中から取り組んでいくことが極めて重要と考えております。このため、資料の1ページ目で先ほど御紹介がございましたけれども、の部分でございますが、留学生が日本国内での就職に必要なスキルを身に付けるという観点から、大学、専修学校、それから企業、自治体等が連携し、在学中からビジネス日本語教育、インターンシップ、キャリア教育、国内企業とのマッチング等に取り組む大学、専門学校等の取組を支援してところでございます。これらの成果を今後広く情報共有・公表していくことを通じまして、大学、専門学校に対して留学生の就職支援を求めていくことに取り組んでいきたいと考えております。

また、海外においても、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するといった観点から、キャリアパスを含めた日本留学の魅力などについて発信を強化していきたいと考えております。

加えて、現在検討していることとしまして、各大学院、大学、専修学校に対しまして、進路相談等の留学生の就職支援を促すために、例えば就職率などの就職支援の状況を開示・公表するよう要請することや、就職支援の取組、就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行うといったことについても、今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省、お願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

在留資格の関係でございますけれども、今後、我が国の大学を卒業した留学生が働ける業種の幅を更に広げるようにするために、在留資格が付与される活動内容を見直すべく、今度の春の卒業生からの適用が可能となるように、在留資格「特定活動」の告示の改正を検討しております。

また、留学生の就職支援に係る事前相談窓口の設置等についても対応してまいりたいと考えております。さらに、クールジャパン分野に関連する業務に更に広く従事することを可能とするために、同様に「特定活動」の告示の改正などの措置を講じてまいりたいと考えております。

法務省からは以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 外務省、お願いします。

外務省領事局外国人課長 外務省でございます。

資料2の2ページ目の「インターンや研修等を活用した就職支援」の一つでございますが、外務省とJICAはイノベティブ・アジア事業を実施しております。これは、アジアの開発途上国の優秀な人材が日本で就労して、日本のイノベーションに貢献することに加え、いずれは自国の産業発展に貢献できるよう、高度人材の育成及び還流を促進する

事業として昨年度開始したものでございます。

具体的には、パートナー校として指定されたアジアのトップレベルの大学から、5年間で理系の人材1,000人を日本の大学ないし大学院への留学で受け入れ、日本企業へのインターンの機会を提供するものでございます。

JICAやJETROといった関係機関と連携いたしまして、日本企業での就職に関心を持つ方を対象とした企業紹介などを行うジョブフェアを開催することとしているほか、この事業で1年以上の研修を修了した参加者が高度専門職としての在留資格を取得する際に優遇されるように、高度人材ポイント制の特別加算ですとか、審査の迅速化、提出書類の簡素化などの措置を講じているところでございます。

本事業を通じまして、昨年度から現在までは計約200名以上が来日しているところでございます。ただ、この事業は昨年度開始されたばかりのものでございますので、まだ卒業した学生はおりませんので、現時点では就職の実績というものはまだございませんが、研修員の研修状況の調査を行うなどをしまして、卒業後の就職につながるインターンシップを実施できるように支援していくほか、就職情報を提供していくつもりでございます。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 留学生への就職支援について、関係省庁の取組について御説明させていただきましたが、委員の方から御意見ございますか。

村上委員。

村上委員 留学生への支援ということで、いろいろ施策を御説明いただきました。留学生は、本来一定の専門性を持った外国人材として期待されるはずの方々ですので、そういった方々への就職支援の取組こそ行っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。その上で、留学生が真に専門性を持った高度外国人材の卵であるという質を担保するためには、先ほどの日本語学校の問題もそうですが、専門学校や大学の教育機関としての質についても厳しく見ていく必要があるのではないかと考えております。

多くの大学はそういうことはないと思いますけれども、中には様々なトラブルなどが報じられている所もありますので、質が確保されているのかはしっかりと見ていただきたいということでございます。

それから、インターンシップについても強化していくということでありましたけれども、留学生と企業 mismatches を防ぎ、日本の職場を理解していただくという意味では重要な取組であると思いますが、一方で、インターンシップが研修という名の下に実際には外国人を働かせているというような例もあると承知しておりまして、インターンシップが適正に行われているかどうかを、是非確認いただきたいと思っております。留学生だけではない話ではありますけれども、その部分を適正に行わなければ、やはり制度への信頼度の低下ということになっていくのではないかと思います。

また、実際64%の留学生、卒業生の方々が就職を希望しているけれども、31%しか日本で就職できていないという状況において、様々な対策をとるということですが、教育機関に対するチェックだけではなくて、留学の本来の目的である勉強がきちんとなされていないことが就職につながっていかないという側面もあるのではないかと思います。そういった勉強に支障を来すような資格外活動を助長するような事業主に対しては罰則を強化していただきたいと思っております。

それから、先ほどのヒアリングに関して1点申し上げたいと思います。技能実習制度への改善という御要望も群馬県から出されていたところですが、個別の事業主の皆さんからすれば、新たな在留資格と技能実習との結び付きということを期待される動きもあるのかもしれませんが、そういう議論になっていくと、技能実習とはそもそも何なのか、国際貢献という技能実習制度の根幹が問われることになると思います。個別の業種や分野がなぜ人手不足になっているのかということをやはりもう少し丁寧に議論していくプロセスが必要ではないかと思います。これは以前から申し上げている点でありますけれども、改めて申し上げたいと思います。

以上です。

村上委員 留学生への支援ということで、いろいろ施策を御説明いただきました。留学生は、本来一定の専門性を持った外国人材として期待されるはずの方々ですので、そういった方々への就職支援の取組こそ行っていくことが必要ではないかと考えているところでございます。その上で、留学生が真に専門性を持った高度外国人材の卵であるという質を担保するためには、先ほどの日本語学校の問題もそうですが、専門学校や大学の教育機関としての質についても厳しく見ていく必要があるのではないかと考えております。

多くの大学はそういうことはないと思いますけれども、中には様々なトラブルなどが報じられている所もありますので、質が確保されているのかはしっかりと見ていただきたいということでございます。

それから、インターンシップについても強化していくということでありましたけれども、留学生と企業 mismatches を防ぎ、日本の職場を理解していただくという意味では重要な取組であると思いますが、一方で、インターンシップが研修という名の下に実際には外国人を働かせているというような例もあると承知しておりまして、インターンシップが適正に行われているかどうかを、是非確認いただきたいと思っております。留学生だけではない話ではありますが、その部分を適正に行わなければ、やはり制度への信頼度の低下ということになっていくのではないかと思います。

また、実際64%の留学生、卒業生の方々が就職を希望しているけれども、31%しか日本で就職できていないという状況において、様々な対策をとるということですが、教育機関に対するチェックだけではなくて、留学の本来の目的である勉強がきちんとなされていないことが就職につながっていかないという側面もあるのではないかと思います。そういった勉強に支障を来すような資格外活動を助長するような事業主に対しては罰則を強化していただきたいと思っております。

それから、先ほどのヒアリングに関して1点申し上げたいと思います。技能実習制度への改善という御要望も群馬県から出されていたところですが、個別の事業主の皆さんからすれば、新たな在留資格と技能実習との結び付きということを期待される動きもあるのかもしれませんが、そういう議論になっていくと、技能実習とはそもそも何なのか、国際貢献という技能実習制度の根幹が問われることになると思います。個別の業種や分野がなぜ人手不足になっているのかということをやはりもう少し丁寧に議論していくプロセスが必要ではないかと思います。これは以前から申し上げている点でありますけれども、改めて申し上げたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 高橋委員，お願いします。

高橋委員 一つは，非常に細かい話で恐縮なのですが，資料2の1ページ目 のマッチングのお話ですが，先ほど経済産業省から地方においてもマッチングを実施していくというお話がありましたけれども，一方で，ヒアリングをしてみますと，学生の中には地方に行くための旅費の工面さえ苦労しているような学生もいるという実態もあるようですので，そもそも地方で開催した場合に，もともと地方にいる学生ならいいでしょうけれども，東京にいる学生が行くのは大変でしょうから，その実態がどうなっているのか，あるいはその支援として何があり得るのかをお伺いしたいと思います。2点目が のところで，ここも経済産業省に関連しますけれども，ヒアリングをしてみると，今，日本の大企業の多くが日本人そのものの代替要因として外国人労働者あるいは留学生を採用する傾向があるということなので，必然的に彼らに対する日本語能力，求めるレベルも上がっているわけで，一旦就職した後は，日本語の能力がその人の企業の中での昇進にも影響が出てくると思います。特に，非漢字圏の外国人が多くなってきた場合に，やはり大きなハンディキャップになりかねないことを考えると，採用後の日本語能力の育成等が非常に重要だと思います。

ここで，ベストプラクティスの構築というお話があるのですが，この中身を教えていただきたいのと，就職してからも日本語の能力を上げていけるような仕組みを産官学連携で作るべきではないかと思いますが，その辺の御意見を伺えればと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 と に関して，経済産業省の検討状況いかがですか。経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長 高橋委員，ありがとうございます。

まず， からでございますけれども，これは経済産業省の地方部局が中心になってございますので，基本的には地方大学に既に留学されている方々が中心となってございますので，東京から地方に行くというよりは，むしろ地方で学ばれている留学生の方々と地方の中小企業をつないでいくということを念頭に置いてございます。ただ，旅費等の問題は，やはり東京への就職の関心が強くございますので，東京の企業を志望される地方の留学生の方々は非常に苦労されていると聞いてございます。その中で，エントリーシート以降のアプローチについては，最近ではスカイプのようなSNSを活用したり，あるいは面接において，なるべく旅費の面でよりお金がかからない形でいろいろと企業も取り組まれていると承知してございます。ただ，おっしゃるとおりで，我々ももう少し地域での取組につきまして目配せしていきたいと思っております。

もう一つの の関係でございますけれども，いろいろな御指摘ありがとうございます。まず，企業が留学生を求めるいろいろなパターンがございます。多くの場合がやはり即戦力を求めているということもございます。その場合には，やはり日本語能力について日本人と同等のものを期待してございまして，面接にしても，日本人と同じような形でされているという場合も多くございます。

ただ一方で，例えば大学院の理系の方につきましては，研究室レベルで非常に専門用語も多くありますので，英語と日本語が半分ずつできるようなレベルでも，実際には採用にもつながってございまして，これはやはり職種ですとか，いろいろな条件によって変わってくるのかなと考えております。いわゆる日本的な総合職ですと，どうしても即戦力的な形の採用が多くございますが，これからある程度職種採用等が増えてくると大分変わってくるのかな

ということでございます。ただ、もう一つ重要なのが、企業に入ってから日本語の育成のパッケージがないと、やはり多様な日本語レベルで就職が決まっても、その後の育成と定着につながっていきませんので、これについてはどういう取組が最適なのかということにつきまして、産学の取組の他にも企業のベストプラクティス、大企業に限らず中堅・中小企業における様々な育成や定着に向けた取組、また採用時における日本語能力の判断の方法も含めて、ベストプラクティスとして情報を出しながら共有することが重要であると思います。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 岡部委員，どうぞ。

岡部委員 今ちょうどお話が出たところで、私もコメントがありますので、ちょっと付け加えさせていただきます。

資料2の2ページの の部分ですが、まさに今の高橋委員の質問とそれから経済産業省からの話にあったとおりの話なのですが、原則として、日本語能力というものは厳格に課すべきで、それをスポイルさせるような多様化があってはいけないと思っています。

しかし、先ほどのような特殊なケース、しかもそれが比較的高度な外国人材を受け入れるということにつながるのであれば、おっしゃったような日本語能力以外の指標を積極的に活用するのがいいと私も思います。

経済産業省の方がおっしゃったように、技術力やグローバル言語としての英語というものを通常よりも高いレベルで求めるということをも明らかにすることで、そういう理由があるからこそ、日本語能力が比較的緩く判断されてもいいというようなエクスキューズが必要なのではないかなと思います。

その背景ですけれども、先ほど大学の教育のことについて指摘がございましたが、大学の側としては、外国人の日本語能力を高めるということにも苦慮していますけれども、他方で、いわゆるグローバルに活躍できる人材を求めるということで、大学の中でも例えば我々も駆り出されていて、全部英語で授業しなければならなかったり、日本語を使わないような授業の増加が求められるようになってきております。逆に言うと、そういった制度があるからこそ、外国人の留学生が必ずしも日本語能力は伴わないけれども、日本に留学しやすいといった環境が生まれているという傾向もございます。

したがって、そういった方々が日本語能力以外の専門性や語学力を持っているということをもう少し多面的に捉えていただければと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、井上委員。

井上委員 資料2の 多様な就職機会の創出及び採用後の育成に向けた取組について、これは産業界の就職慣行にも課題があるのですけれども、今、急激に変化しつつあります。企業における採用選考活動期間の通年化をはじめとして、ジョブ型採用や中途採用等、専門性を基準にした採用も増えつつあります。日本語だけでなく、その方々の持つ専門性を踏まえた採用というものこれからますます伸びていくと思われまますので、産業界としても連携を図りながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 杉崎代理。

青山委員代理 留学生に対する就職支援は、非常に重要なテーマであり、積極的に推進して

いただきたいと思います。特に や については特に推進をお願いしたいと思っております。

そうした中で、 のマッチングについてですが、地方の中小企業と留学生とのマッチング力の強化といったような施策が非常に重要であると思っております。例えば、東京圏や大阪圏といった都市部で学んでいる留学生と地方の企業とのマッチングを促進していくという具体的な方策や、促進に係るインセンティブといったようなことも重要だと思っておりますので、是非御検討いただきたいと思います。

もう1点、各省で留学生の就職支援に関する施策を推進していただいておりますが、地方の中小企業からの生の声といたしまして、こういった政策は非常に有り難いという受け止めがある一方で、各省で具体的にどのようなことをやっているのかという中身がなかなか伝わっていない現状がございます。各省がこういった施策を周知するに当たっては、なるべく一体的に周知をして、分かりやすい情報提供に努めていただければと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

資料の2の3ページ目の議論に移りたいと思います。

、 の項目につきまして、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

総務省情報流通行政局放送政策課企画官 総務省放送政策課でございます。

3ページの upper 段 の取組につきまして御説明いたします。

本日が初出でございますので、現状の方から少しかいつまんで御説明させていただきます。

NHKにおきましては、外国人の日本語教育に資するコンテンツをNHKワールドJAPANといたしまして、ラジオ又はテレビの国際放送をしております。また、NHKワールドJAPANのウェブサイトでもコンテンツを配信しているところでございます。

ラジオ国際放送につきましては、毎週月曜日に、基礎的な日本語とともに日本文化を学ぶことができる「やさしい日本語」という番組を英語、中国語などの17言語により海外に向けて放送しております。また、テレビの国際放送につきましては、毎週日曜日に、基礎的かつ日常で使う日本語のフレーズや漢字を学ぶことができる「Japan-easy」という番組や、新たに今年の10月から毎週火曜日と土曜日に、観光等で使う日本語のフレーズや漢字を学ぶことができる「Easy Japanese」という番組を放送しております。こちらは、英語による放送でございます。

これらのラジオ、テレビの番組は、NHKワールドJAPANのウェブサイトにおきましても、海外だけではなく、日本国内におきましても視聴することが可能なものでございます。

この他、漢字に振り仮名を振るなど分かりやすい日本語のみを使用したニュースサイト「NEWS WEB EASY」というものも提供しております。

NHKのこれら今御紹介しましたコンテンツというものは、外国人が日本語を習得するために非常に有益なものではないかと考えているところでございます。総務省といたしましては、NHKにおきまして今後とも一層のコンテンツやウェブサイトの充実を図っていただくとともに、周知の強化を通じて利用拡大を図ることが重要だと考えてございます。この点、NHKにおきましては、テレビ国際放送の「Easy Japanese」のインターネット配信の対象言語の拡大、過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実などを実施することにつきまして、検討を予定しております。

また、関係機関におきましても、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けた周知を実

施することが考えられます。一例でございますけれども、訪日外国人の受付、受入れなどを行う在外公館、空港、港、自治体の窓口、教育機関などにおきまして、これらのパンフレットの備え置き・配布を実施していただくこと、学校教育法上の学校等における授業での利用、また権利処理等を行った上で、イベント等における上映又は研修における使用などが考えられると思っております。

こうした関係機関の周知につきまして、関係省庁からの働き掛けや積極的な御協力を総務省としてもお願いしたいと考えてございます。

につきましては以上です。

総務省国際戦略局技術政策課研究推進室長 引き続きまして、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備の部分につきまして、総務省国際戦略局研究推進室から御説明をさせていただきます。

現状のところにかかせていただいておりますが、多言語自動音声翻訳技術という技術の研究開発を推進させていただいております。例えば、こちらのスマートフォンを用いて、タイ語になりますけれども、「在留カードの申請窓口は3階の窓口になります。」「(タイ語)」というような形で、タイ語の中身が合っているかどうか私もよく分からないのですが、実際には、タイ語に訳した後もう一回日本語に翻訳をし直して、一番上にしゃべった日本語、一番下にタイ語に直してからもう一回日本語に翻訳し直したものであるというような形で翻訳結果が大体合っているかどうかというのが確認できるようなものになっています。

こちらについては、相当のレベルで実用化に近づいてきたと私も思っております。経緯から申しますと、2014年、東京オリンピック・パラリンピックが2020年に開催されることが決まったということで、2014年から2020年までに言葉の壁をなくすということを総務省の中で政策目標として掲げまして、10言語、日・英・中・韓・タイ・インドネシア・ベトナム・ミャンマー・スペイン・フランスの10言語について、2020年の段階で実用レベルの機械翻訳を実現するというところで、足掛け5年間、取り組んできたところでございます。

ただ、当時の訪日観光客1,000万人を目指していた時代は、外国人共生という話が出ている前の段階でございました。当時目にしていたのは観光客若しくは日本人が出ていく国であるベトナムやミャンマーに工場を作りましょうというような目標ございましたので、そういったところをメインターゲットとしてきたところでございます。

ただ、近年、訪日外国人だけではなく滞在の外国人の方も増えてきたということで、先ほど申し上げた10か国語に加えまして、ブラジルのポルトガル語、フィリピンのタガログ語を加えました12言語までを来年度末までに実用レベルまで持っていくということを目指して研究開発を進めさせていただいております。

実際、研究開発の過程では鉄道会社だったり地方自治体だったり、学校、病院、若しくは救急、警察などにも御協力いただいて、多方面で実証実験させていただいております。今、引き続き実証実験の領域がある一方で、実導入が始まっている領域もあるところでございます。

いずれにせよ、こういった形で技術が実用化されてきたということで、今、民間企業にライセンスを付与し、その民間企業が翻訳サービスとして売っているという時代が始まっております。一番分かりやすいのが、こちらの商品ですが、アジア系の言語については私どもが

研究開発をしてきた機能が入っております。英語については、我々の技術が入っているわけではありませので、地方自治体の用語等には弱いですが、アジア言語については大丈夫ということです。例えば、「住民票の写しの有効期限は3か月間になります。」「（インドネシア語）」、こちらインドネシア語ですが、こういった形でちゃんと翻訳ができるまで来たという状況でございます。

もちろん、この翻訳のアプリで全てが解決できるわけではございませんが、実際に民間企業、例えば京浜急行電鉄が実用的に導入していただいています。京急の場合には、このアプリに加えて、アプリの中に通訳電話を呼び出す機能を加えていて、まず駅員の方がこの端末で1回受け止めて、対応が難しい場合や複雑な案件の場合には通訳電話を呼び出します。それでもだめな場合、京急の場合には品川駅と羽田空港駅に外国語が堪能な職員がいらっしゃいますので、その外国語が話せる職員につなぐというリレーの形でお客様への対応をされているという状況に今なっております。

ということで、7月に取りまとめいただいた検討の方向性の中で、行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備のところに外国人専用の窓口の整備、通訳の配置、電話通訳サービスや翻訳アプリの活用など書いていただいておりますけれども、こういったものの活用を是非とも御検討いただければと考えております。

なお、現状ですと専用のサーバーを立てていただく必要がありますので、実際には導入コストが高いという問題があることを認識しております。ということで、いわゆるクラウドサービスやサーバーをわざわざ専用で立てなくても、インターネットを介してサービスが全部使用できるという環境の整備を来年の4月までに行うという形で私ども準備を進めているところでございます。

というわけで、対応策のところにあるように、来年4月までにプラットフォームを民間企業が立ち上げ、官民間問わず自動翻訳技術を役務として享受可能な環境の整備というものを鋭意やってみりたいと考えております。

あとは、実際に外国人の方々の御対応をされる各所において、是非とも導入等を御検討いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 資料2の3ページの、について御説明いただきましたが、この点について御意見等ございますでしょうか。

高橋委員。

高橋委員 今の点ですが、自動翻訳がかなりの程度、従来の通訳の代わりになる、あるいはコミュニケーションの手段になるということはよく分かります。その一方で、やはり先ほどの群馬県の資料を拝見していても、これから労働者、生活者が日本国内で更に増えていくことを考えると、地方自治体の窓口対応は多分もう限界、あるいは能力を超えてしまうと思います。そうすると、そうしたところを自動翻訳で対応することとするのか、それとも一気通貫でいろいろな所管業務について地方自治体の負担を減らして、例えば入国関連であれば法務省の窓口で直に対応可能とするとか、そういうことも含めて、一つ一つについて窓口対応のワンストップ化、多言語化、電話通訳なのか自動翻訳なのか通訳配置なのか、24時間対応ができるのか、あるいは専門人材が必要なのかと、いろいろなレベルでの検討が必要だと思えます。そういうことをトータルで、ケースごとの対応や政策の全体像というものを総務

省としてお示しいただくことはできるのでしょうか。

また、地方自治体側が全部使える、あるいはそういうことを調整する窓口は、総務省ではなくて法務省なのか、その辺も含めて、要するに生活者が多言語で相談できて、意思疎通できるという体制をトータルでどうやって作っていただけるのかというところは、誰にお聞きしたら良いのでしょうか。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 総務省で何か今の段階で御意見ございますか。

総務省国際戦略局技術政策課研究推進室長 窓口業務の担当ではないので、なかなか難しいところはあるのですが、実証実験をいろいろやらせていただいていた中で一番痛感したのは、そもそもどうしたらいいのかわからない方が窓口にはいらっしやるということです。例えば、先ほど群馬県のお話の中で、外国語を話せる方が6人の非常勤の方で、人件費が足りないために週2回の対応としているとありましたが、そもそも、何曜日に来てくださいということを申し上げることすらできないというのが今の窓口の現状かと思っています。

ですので、こういう案件、こういう相談を持っている、したい、何語の人が来たということが、まず受け止められて、それではいついつ、どこへ来てくださいということを御紹介できるだけで、大きなトラブルというのは避けられるのだろうなと思っています。少なくとも、我々日本語を普通にしゃべっている人間が、普通に窓口に行ってもできる手続というのと同じスタートラインに立つ手前のところの障害を解決するためには、恐らく機械若しくは電話通訳を使っていくしかないだろうと思っています。

そこから先、実際の相談業務になったときは、私どもの所管ではないので、どなたに御回答いただいたらいいのかわかりませんが、そこはそれなりに専門性を持った方々が出てくるというのがあるべき姿なのではないかと思っています。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 高橋委員の御指摘は非常に重く受けとめなければいけないと思っていますので、こちらが引き取らせていただきますが、何かコメントございますか。

高橋委員 いや、入り口のところはおっしゃるとおりかと思うのですが、一方で、例えば24時間の対応を要するような緊急とか非常事態ということもあると思うので、そういうところも含めて、対応体制をいろいろな次元から考えて埋めていただきたいなと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、今の点は今後の政府全体の取組の中で重要な検討課題として認識させていただきます。

それでは、次に移らせていただこうと思います。

4ページ以降の議論ですが、事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 資料2の4ページ目を御覧ください。

4ページ目以降は、先ほど御説明したとおり、各省庁から検討が進んだと報告があった項目を抜粋したものでございます。その中で、本日御報告させていただくのは、外国人児童生徒の教育の充実、そして日本語教育の充実の2項目でございます。その他の項目につきましては、現在調整中でございますので、第5回で報告させていただく予定です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、それぞれ検討状況につきまして関係省庁から御説明をお願いします。まず、4ページ目の3(3)の外国人児童生徒の教育の充実と5ページ目の上段の3(1)の日本語教育の充実について、文部科学省からお願いします。文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長 資料2の4ページ目です。

外国人児童生徒の教育の充実，日本語教育の充実ということで，公立の義務教育小学校において，日本語指導が必要な児童生徒に応じて必要な教員定数を確実に確保できるよう，義務標準法の規定に基づいた改善を着実に推進するほか，日本語指導員及び母語支援員の派遣などを行う取組に対して支援を行ってまいりたいと考えております。

また，学校，教育委員会，大学等における養成・研修に資する体系的なモデルプログラムの開発・普及を通じまして，外国人児童生徒の教育に携わる教師等の資質，能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

さらに，多言語翻訳システム等ICTの活用をはじめとした地方公共団体の体制整備支援，あとは外国人高校生等に対するキャリア教育をはじめとする包括的な支援や，外国人児童生徒等の受入れ実績が豊富な地域で作成された教材を広く他の地域，学校で共有・活用されることを目的としたポータルサイトの設置・運営等により，外国人児童生徒等に対する教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

夜間中学については，義務教育未修了者に加えて，外国籍の者などの多様な生徒を受け入れる重要な役割を担っていることから，全ての都道府県に少なくとも1つの夜間中学が設置されるよう促進してまいりたいと考えております。

文化庁国語課長 続きまして，5ページの日本語教育の充実でございます。具体的には，地域の日本語教育や日本語教育人材の資質の向上の関係の取組ということでございます。その取組につきまして御説明申し上げます。

日本語教育政策に関する最近の動向を踏まえ，生活に必要な日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組の支援，それから，先進的な取組を行うNPO等への支援を実施していくほか，日本語教室空白地域に住まわれている外国人のために，地方公共団体に対する教室の開設支援やICTを活用した日本語学習教材の開発などを実施してまいりたいと考えております。

また，日本語教育人材の質の向上のため，日本語教育人材の養成・研修カリキュラム等の開発や，日本語教師の資格の創設に向けた検討等を実施してまいりたいと思っております。

さらに，ポータルサイトの運営など日本語教育の基盤的施策の充実を図ってまいりたいと考えております。

加えまして，企業等で働いている外国人の方や大学等で学ばれている方々も含めて，地域で生活をする外国人に対し，生活に必要な日本語教育を行うため，その教育内容，方法の標準を定めた生活者としての外国人に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案や，これに準拠をした教材例集等の周知・活用促進のための取組というものを引き続き実施してまいりたいと思っております。

このような取組を通じまして，地域における日本語教育の水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

次に，5ページ目，3（1）に関しまして，外国人の銀行口座開設の支援につきまして，金融庁から御説明をお願いします。

金融庁監督局銀行第一課長 外国人への預金口座，預金サービスの提供についてですが，まず各銀行においては，コミュニケーションボードや翻訳アプリの活用等により，外国人顧客

とのコミュニケーションに努めております。

また、外国人の預金口座開設に関しては、現状でも国内の勤務実態が確認されれば機能制限のない居住者用の預金口座が開設できるなど、一定の利便性が確保されているものと承知しています。

しかしながら、外国人の預金口座開設については、外国人顧客から口座開設依頼があった場合の受付や対応可能な銀行などについて、銀行間、支店間でばらつきがあるといった指摘も承知しております。

これを踏まえ、金融庁としては、今後新たな在留資格で受け入れる予定の外国人材について、勤務実態が確認されれば居住者用の預金口座が開設でき、利便性の高い預金口座の利用が可能となるよう、各金融機関で共通した取扱いとすべく、調整を進めております。

加えて、多言語対応の充実や手続の明確化など、銀行取引における利便性向上に向けた更なる取組を行うことを銀行業界に奨励しております。引き続き、更なる対応の必要性も含め、銀行業界とも議論しつつ、検討を進めてまいります。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、今3点御説明させていただきましたが、この点につきまして御意見のある方、お願いいたします。

市川委員。

市川委員 まず、外国人児童生徒の教育の充実に関して、先ほども群馬県の御報告にもあったのですが、18人に1人という基礎定数化について、例えば日本語指導の必要な人が少数ずつ広い地域にいる場合であるとか、あるいはその母語が非常に多様な子がいるというような場合に、必ずしも18人に1人というのが十分ではない場合があるのではないかと思います。先ほどの群馬の例もそうかもしれないのですが、そういった場合に、基礎定数の見直しという方向性、あるいは加配定数を増やしてもっと柔軟に対応していくということも考えられると思います。あと、先ほど日本語の指導員とか母語指導員の増員、派遣するというような話も出ていたのですが、そのあたり、どのような方向性で考えていらっしゃるのかお伺いできればと思っています。

最近、文部科学大臣が日本語教育に関して予算増額を要求されたという話も記者会見で拝見したのですが、そういった関係で今何か検討されているのかどうかということも含めて教えていただければと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 文部科学省、お願いします。

文部科学省高等教育局学生・留学生課留学生交流室長 まず、日本語指導に関する教職員定数についてでございますけれども、これは昨年の法改正、義務標準法の改正を国会で御審議いただいて、お認めいただきました。ですので、18人に1人というのは法律事項でございます。

我々としては、現状が21.5人に1人でございますので、その割合をまず18人に1人に改善をさせていただきたいということでございます。教員の人事ですので、急激に定数を増やすことによって急激な変化ということもまた採用等の関係で困りますので、これは10年間かけて改善を図っていくというのが昨年の国会での御審議でお認めいただいた内容になってございます。

その上でございますけれども、それ以外の支援員の方々については、先ほど群馬県からも御発表いただきましたけれども、市町村の事業として措置いただける制度となつてございま

す。その上で追加の部分は補足説明させていただきます。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外国人児童生徒教育専門官 日本語指導調査官 日本語指導員、母語支援員の話ですけれども、私ども、補助事業なのですが、帰国外国人児童生徒に対するきめ細やかな支援事業を行っておりまして、支援員のニーズというのは非常に高いところがございますので、来年度は、1億6,800万の予算を、倍増で要求しており、しっかり対応していきたいと考えております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 市川委員、お願いします。

市川委員 分かりました。不足部分についても国の財政的な支援というものも一定程度必要かと感じているところです。

それから、日本語指導が必要な児童の不登校の場合など、問題が出てきた場合、スクールカウンセラーといった人たちも必要になってくるかと思えます。今、全部の学校でなくてもスクールカウンセラーがいるところがあると聞いているのですが、そういったスクールカウンセラーの人数の増員ということも是非御検討いただきたいと思います。

あと、生活者としての外国人の日本語教育ですけれども、就労している方、あるいは定住者とか家族滞在等の在留資格で在留している方に対する日本語教育も非常に大事だと思っております。先ほど、標準化したカリキュラムをつくることを今検討されていると伺って、非常にいいことだと思います。そうすると、1人の方に何時間、どれぐらいの費用をかけてということが分かってくると思えますので、その1人当たりの費用と、今言ったような在留資格の方たちに対して、何年間でどれぐらいの人数に教えていくのかを考えると、自ずから予算規模の計算ができると思えますので、是非そういった計算をして目標を設定しながら、生活者としての外国人に対する日本語教育も実現していただきたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、今泉代理。

佐原委員代理 豊橋市です。よろしくをお願いします。

日本語教育全般の話で意見を述べさせていただきますと思います。

豊橋市においては、日本語教室の多くがボランティアで成り立っております。最近では、日本語教室に技能実習生の人たちが大変増えてきておりまして、今後更に増加することが見込まれます。地方自治体で活動する日本語教育人材の多くがボランティアであるという実態を踏まえまして、ボランティアに頼らない日本語教師の質・能力の担保や人材確保・育成、地域の支援者に対する事業運営支援など、国が日本語教育体制を構築する必要があると考えます。

また、日本語教師のスキルを証明する新たな資格の準備に向けて検討しているということですが、人材確保の面からも、有資格者の待遇向上につながる施策も必要でないかと考えます。

また、先ほど文部科学省の方からモデルプログラムの普及などにより教員等の資質・能力の向上を図るという対応策をお示しいただきましたけれども、公立学校の教員についても多文化共生に対する理解や日本語教育に関する基礎知識を得られるよう、研修等を充実させていただきたいと思います。

その他特に、学習に必要な日本語能力が不十分な生徒は、高等学校進学後、離学してしまうケースが見られたり、進学先としては定時制高校等が受け皿となっていますことから、国

におかれましては、外国人生徒の実態を調査して、義務教育後の日本語教育についても教育整備を図っていただきたいと思います。

それから、先ほど群馬県との意見交換の際、発言できなかったことを述べさせていただきたいと思います。

技能実習生についてですが、豊橋市の農家に来た技能実習生が、豊橋の実習先は天国だと言っていたと聞きまして、いかに過酷な実習先があるのかと思いました。新聞報道等から技能実習生の失踪問題がクローズアップされておりまして、失踪の動機としては、低賃金ですとか実習後も働きたい、指導が厳しい、労働時間が長い、暴力など、技能実習制度の過酷な実態が浮かび上がっています。新しい在留資格創設に当たり、その多くが技能実習生から移行するということを期待しているのであれば、国が責任を持って技能実習制度の実態を把握するとともに、受入れ企業における適切な法令管理及び法令遵守の徹底を図っていただきたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

これまでのところで、田尻先生、コメントございますか。

田尻教授 先ほど大学卒業時に求められる日本語能力としてN2と申し上げましたけれども、法務省の取扱いでは、大学に進学する場合にN2以上の日本語能力を求めることとなっておりますので、高橋委員のおっしゃっているとおりで、大変失礼いたしました。ただ、私が言いたかったのは、日本語教育機関の線を引くときに、卒業時にN2レベルを求めるというのはやはり高いと思いますので、御配慮いただきたいと思います。先ほど高橋委員もおっしゃっていただいたように、例えばとおっしゃっていただいたと思いますので、柔軟な対応をお願いしたいです。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

時間の関係もございますので、次に進めさせていただきます。

前回の検討会后、我が国で就労する外国人の方々からもヒアリングを行いました。簡単ですが、事務局から結果報告をします。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 先日、「国民の声」を聴く会議のヒアリングにおいて、介護業、造船業に携わる外国人の方々からヒアリングを行いました。

介護業に携わる外国人の方々からは、次のようなお話がございました。すなわち、働き始めたころは業務終了後に有志の方に日本語の勉強を教えてもらうなどをしていました。仕事では主に高齢者の方を相手にするため、難しい日本語が使われるということが大変である。また、そもそも日本語は難しいけれども、特に書くことが難しい。介護福祉士試験や運転免許試験といった筆記試験は、漢字を含む日本語が使われているため、問題を理解するのが難しいという一方で、今後も日本で働き続けたいと考えているといったようなお話がございました。

また、造船業に携わる外国人の方々からは、次のようなお話がございました。すなわち、来日当初は交通ルールやごみの出し方、寒さ等に慣れるまで時間がかかった。日本語が分からないときは職場の先輩や周りの人に聞いて解決している。作業中の日本語は問題ないけれども、むしろ生活における日本語のほうが難しい。役所や病院では一人では対応することが難しく、通訳に頼る場面が多いといったようなお話がございました。

このヒアリングの概要につきましては、後日お配りするように準備したいと思います。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、総合的対応策全般について、これまで検討してきた項目も含めて御意見、御質問のある方、お願いいたします。

高橋委員。

高橋委員 先ほどの続きになってしまうのですが、資料2の4ページのところです。先ほども豊橋市からもありましたし、群馬県も学習サポートをされているということで、ここに載っている文章上は高校生等に対してキャリア教育をはじめとした包括的な支援を行う取組の支援を検討するとありますが、キャリア教育の前に、やはり日本語能力を上げることをやらないと、そもそも日本で暮らしていけない、仕事に就くことができないのではないかという危惧を持ちますので、この辺について、やはり文部科学省には高校での日本語教育に少し力を入れていただけないかと思います。それから5ページの空白地域の問題ですが、ここもICT教材の開発・提供を引き続き行うとありますが、例えば今話題になっている遠隔教育をここで使えるのではないかという気もしますので、ここに記載されているものよりも積極的な対応をお願いしたいと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 今のところでコメントございますか。

お願いします。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外国人児童生徒教育専門官日本語指導調査官 外国人高校生等に対する事業ですけれども、ここにはキャリア教育のことも書いていないのですが、包括支援事業ということで、例えば日本語指導も当然ですけれども、進路指導や進学相談、キャリア教育、放課後の居場所作り等、地域で包括的に高校生を支援していくという事業になっていますので、日本語指導もしっかり対応していきたいと考えています。

高橋委員 生活する上での日本語もあると思いますが、私はその人が例えば更に進学するとか、あるいは仕事に就くといったときに、小学校や中学校の会話のレベルではなくて、書いて、かつ漢字を理解し、それも高度な熟語を理解できるというところまでいかないと、日本の中で非常に低いレベルにとどまってしまう。キャリア教育をしても低層にとどまってしまう危険性があるのではないかと危惧しているので、日本語自体の能力を上げていくということが必要ではないかというのが申し上げたいことです。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 特段よろしいですか。

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課外国人児童生徒教育専門官日本語指導調査官 この事業は新規の事業なので、先生の御指摘等々も踏まえて、日本語の指導の部分は検討させていただきたいと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうぞ。

文化庁国語課長 日本語教室のない、いわゆる空白地域にお住まいの外国人の方々に対する日本語教育は大変重要だと考えております。

空白地域における日本語教育の進め方につきましては、集まって日本語教室を開設するというパターンがあり、それから、ICT教材については、いわゆる農村、山村などで点在して散在して住まわれている方で、集まるのが難しいの方々に対する一つの仕掛けとして今考えているところでございます。

先生御指摘の遠隔教育なども含めて、日本語空白地域の日本語教室の在り方についてはし

っかりと受け止めてまいりたいと思っております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 市川委員。

市川委員 ちょっと話が変わるのですけれども、新たに設置される出入国在留管理庁はこれまでの業務に加えて、新たな在留資格の関係での受入れ機関、登録支援機関の審査、指導、助言等を新しい任務にする。それから、外国人の受入れ環境の整備という、今ここで議論していることも新たな業務の中に入ってくるのだらうと思います。そういったときに、このような外国人の支援や共生のための環境整備という新しい業務のためには、今以上に、人権への配慮であるとか共生社会の理念といったものについての理解が非常に重要になってくるのではないかと思います。

そのために、今後職員が増員されていくと思うのですが、その中で様々な経験を持った職員の方をいろいろな方面から増員していくということが大事だと思いますし、同時に職員に対する研修というものは是非強化していただきたいと思っております。そのあたり、入国管理局としてどのような対応をされるのか、お聞かせいただければと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 これは法務省からお願いします。

法務省入国管理局参事官 市川委員御指摘のとおりでございます。入国管理局、これから出入国在留管理庁となろうとしていますけれども、その中で新しい業務が追加され、それから組織規模も大きくなってまいります。来年度の概算要求では585人という増員要求をさせていただいており、これから必要な体制の整備を努めてまいりますけれども、それに当たっては、御指摘のとおり、単に組織を大きくすればいいわけではなくて、その職員の資質の向上、あるいは新しい業務にきちんと対応した能力を身に付けるということが極めて重要と思っておりますので、単に組織を大きくするだけではなくて、研修などの体制なども重要になってくると思っております。

そのために、組織規模の拡大にあわせまして、研修の実施体制についても強化をしていき、そのための人的・物的体制の整備も併せて行って、職員の資質向上ということにしっかり努めてまいりたいと思っております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 よろしいでしょうか。

予定の終了時刻を過ぎているのですけれども、あと数分お願いできればと思います。今日の群馬県からのヒアリングにも出ておりましたけれども、厚生労働省から外国人の医療保険の適正な利用の確保について御発言があると伺っておりますので、よろしくお願いいたします。

厚生労働省保険局保険課長 本日資料として配付されていなくて大変恐縮でございますけれども、外国人の医療保険の適正な利用に向けた対応の検討状況につきまして、簡単に御報告させていただきたいと思っております。

まず、医療保険に関しましては、外国人に不適切に利用されているのではないかとといった報道がなされたことを踏まえまして、本年7月に取りまとめられております検討の方向性にも記載されておりますが、順次運用の厳格化を図ってきたところでございます。

また、この問題につきましては、本年7月から自民党に設置されました在留外国人に係る医療ワーキンググループにおいて議論が行われているところでございまして、先般取りまとめられました自民党厚生労働部会の決議の中でも、今申し上げました自民党のワーキンググループで行われている議論を踏まえ、在外被扶養者の問題や、あるいは他人の保険証を流用

して受診する，いわゆるなりすましへの対応を含めた医療保険の適正な利用に向け，運用の強化や法改正を含めた制度的な対応の強化を図ることが政府に求められているところでございます。

厚生労働省といたしましても，こうした与党での御議論というものも踏まえまして，その対応について検討しているところでございます。

なお，医療保険に限らず年金のいわゆる3号被保険者，被扶養配偶者につきましても，医療保険，健康保険の被扶養者と全く同様に，海外に居住する被扶養配偶者が制度上認められている状況にございますので，こちらの年金につきましても，健康保険の議論を踏まえながら検討していくこととしているところでございます。

報告は以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

特に御発言がある方はいらっしゃいますか。

よろしいですか。それでは，今後の予定について事務局から説明させます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 第1回の検討会におきましては，この検討会は年内に5回開催することとして，第1回から第3回までで各取組の検討を行い，第4回で素案を提示し，第5回で取りまとめるというスケジュール案をお示ししていたところでございますけれども，今回も含めまして検討すべき事項が多いことから，第5回，次の検討会で素案を提示し，第6回目で取りまとめるという形にスケジュールを変更させていただきたいと考えております。その詳細につきましては追って御案内申し上げたいと思います。皆様におかれましては，御多忙のところこの検討会に御参加いただいておりますところ，引き続き御理解，御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 時間を超過してしまいましたが，本日はこのあたりで終了させていただきたいと思います。

貴重な御意見，御指摘いただきまして，ありがとうございます。

次回検討会は12月中旬の開催を予定しておりますが，後日，事務局から御連絡いたしますので，よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

- 了 -